

## 芝第2・第5地区蕨芝線・芝神根線沿道まちづくり協議会 会則

(名 称)

**第1条** この会は、芝第2・第5地区蕨芝線・芝神根線沿道まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

**第2条** 協議会は、蕨芝線及び芝神根線の整備とその周辺地区（以下「地区」という。）の防災性と住環境の向上を図り、誰もが安心して快適に住み続けられる環境のあるまちづくりの実現に向け、沿道整備計画の方針に基づいて、当該関係権利者と行政が共に検討を行い、事業化に向けた具体的な検討を推進することを目的とする。

(対象区域)

**第3条** 芝第2・第5地区内の蕨芝線及び芝神根線、2路線と一体的に整備が考えられる区域（優先整備区域）を基本とする。（別紙1）

(協議会の構成)

**第4条** 協議会は、次の者をもって構成する。（以下「会員」という。）

- (1) これまでの協議会委員で参加を希望する者。
- (2) 蕨芝線及び芝神根線に影響する土地・建物を所有する者。
- (3) 対象区域に、土地・建物を所有する者で、整備に協力する者。
- (4) 前項の規定に関わらず、協議会の承認を得た者。

(活動内容)

**第5条** 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。また、会員は、お互いの立場を尊重し、協力し合い、協議会の活動を行う。

- (1) 沿道事業計画案の検討。
- (2) 個別意見交換会の開催。
- (3) その他、まちづくりを進めるために必要な事項。

(会員の任期)

**第6条** 会員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

(役員等)

**第7条** 協議会の役員の構成、職務および任期は次のとおりとする。

- (1) 会長1名、副会長2名、運営委員8名程度の役員を、協議会会員の中から互選又は推薦によって定める。
- (2) 会長は、協議会を代表し、会務の総括をおこなうものとする。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、これを代理する。

- (4) 運営委員は、協議会を円滑に進めるために、必要な事項について、協議を行う。
- (5) 役員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

(運営等)

**第8条** 会長は、協議会を招集し、会議を主催する。

- 2 協議会の検討内容及び周知する必要があると認められた事項については、随時、対象区域の関係権利者に周知を行う。
- 3 当協議会内に運営委員会を設置し、運営委員会は、会長、副会長及び運営委員で構成され、必要に応じて、会長が召集し、次の内容について協議及び検討を行う。
  - (1) 協議会の活動内容や進め方等に関すること。
  - (2) 協議会で話し合われた内容、又は合意した内容の取りまとめに関すること。
  - (3) その他協議会に関すること。
- 4 運営委員会において協議した付議事項等は、会員に周知する。

(事務局)

**第9条** 協議会の事務は川口市が行い、協議会の事務局を川口市都市整備部区画整理課に置く。

(会則の改正)

**第10条** この会則に変更の必要が生じた場合は、協議会において検討のうえで改正することができる。

## 附 則

- 1 この会則は、平成26年3月8日から施行する。
- 2 平成25年度選出の役員の任期は平成26年3月8日から平成28年3月31日までとする。
- 3 平成28年度選出の役員の任期は平成28年4月1日から平成30年3月31日までとする。

対象区域図

別紙 1

